

議第14号議案

横浜市会委員会条例の一部改正

横浜市会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年2月20日提出

市会運営委員会

委員長 鈴木 太郎

横浜市条例（番号）

横浜市会委員会条例の一部を改正する条例

横浜市会委員会条例（昭和43年5月横浜市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を削り、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 国際・経済・港湾委員会 11人

国際局、経済局及び港湾局の所管に属する事項

第2条第5号を次のように改める。

(5) 健康福祉・医療委員会 11人

健康福祉局、医療局及び医療局病院経営本部の所管に属する事項

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市会委員会条例第2条の規定による次表の左欄に掲げる常任委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されている者は、それぞれ、この条例による改正後の横浜市会委員会条例第2条の規定による同表の右欄に掲げる常任委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されたものとみなす。

経済・港湾委員会	国際・経済・港湾委員会
健康福祉・病院経営委員会	健康福祉・医療委員会

3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市会委員会条例第2条の規定による常任委員会において継続審査中の事件については、それぞれ、この条例による改正後の横浜市会委員会条例第2条の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会に付議された継続事件とみなす。

提 案 理 由

横浜市事務分掌条例及び横浜市病院事業の設置等に関する条例の一部改正に伴

い、横浜市会委員会条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市会委員会条例（抜粋）

〔上段 改正案〕
〔下段 現 行〕

（常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項）

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項は、次のとおりとする。

（第1号省略）

(2) 国際・経済・港湾委員会 11人

国際局、経済局及び港湾局の所管に属する事項

(3) （本文省略）

(2)

(3) 経済・港湾委員会 11人

経済局及び港湾局の所管に属する事項

（第4号省略）

(5) 健康福祉・医療委員会 11人

健康福祉・病院経営委員会

健康福祉局、医療局及び医療局病院経営本部の所管に属する事項
及び病院経営局

（第6号から第8号まで省略）